

産業グループ

春植え苗木の注文を 受付けています

双葉地方森林組合では、平成22年度春植え苗木の注文と造林予定面積の申告を受付中です。お早めに申し込みと申告をお願いします。

●苗木の予定価格(別途消費税)
スギ 124円/本 規格2〜3号
ヒノキ 124円/本 規格2〜3号

※スギ・ヒノキ以外の苗木も取り扱っていますのでお申込みください。

●造林予定調書の申告に必要な事項
予定造林地の地番、苗木の植栽本数および印鑑

●申込期限
平成22年2月26日(金)

●申込先
産業グループ

☎27-4163

双葉地方森林組合広野事業所
☎27-12341

●苗木配布時期
平成22年4月上旬から4月下旬ころを予定しています。

●造林補助金について
造林補助金は、森林施設計画認定区域および樹種転換地域(松林)

↓他の樹種で植栽面積が0.10ha(1反歩)以上あれば該当します。

詳しくは双葉地方森林組合へご相談ください。

相双地域雇用創造 推進協議会

雇用創造セミナー

地元農産物を使った加工品の開発や地元食材を活かした特産品・ブランド品の開発。消費者のニーズを捉えた商品を生み出し、消費拡大と地産地消をはかり、販路拡大を目的としたセミナーを開催します。

入場は無料です。ぜひ、ご参加ください。

「地元食材を活かした特産品・ブランド品の開発と地域産業の活性化による雇用の確保」

●講師

東北ジャイロ流通研究所
所長 小柳 剛照氏

●開催日

平成22年1月21日(木)

●開催場所

J・ウィレッジ会議室(植葉町)

●開催時間

午後6時〜午後7時30分

●入場料 無料

主催 広野町建設課産業グループ
主催 相双地域雇用創造推進協議会

就職サポート巡回相談

あなたの

「就職活動」をサポート!

- ◆自分探しのカウンセリング
- ◆効果的な応募書類の書き方
- ◆面接で効果的に自分を売り込む方法

- ◆職場内での問題についてのカウンセリング
- ◆転職を考えている方の相談
- ◆仕事についてのご相談に、きめ細やかに対応します。

●会場

広野町役場1F 図書室

●相談スケジュール

1月18日(月)・20日(水)・22日(金)

●相談時間

午前10時〜午後4時

(正午〜午後1時は除く)

●対象者

地元での就職・転職をご希望の方、または在職者の方

●相談料 無料

相双地域雇用創造推進協議会事務局

☎・FAX 0244-24-3650
E-mail: sousoukoyou@bz03.plata.or.jp

平社会保険事務所

新成人の皆さん 忘れずに国民年金の加入 手続きをしましょう

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったりしたときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度で、国が責任をもって運営しています。

◇義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

◇加入の手続き

学生や自営業者などの第1号被保険者となる方は、お住まいの市区町村役場で直接、手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第2号被保険者の方や、その第2号被保険者に扶養される配偶者の第3号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

◇保険料の猶予・免除

学生であるなど、収入が少ないうえに国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方のご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることなどを防止するための制度です。

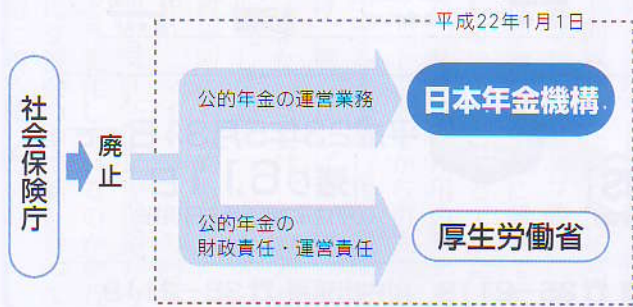
そのほかに、経済的な理由等により保険料の納付が困難な方のために、「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

申請手続きなど詳しくは、お住まいの市区町村役場、または最寄りの年金事務所(社会保険事務所)にお問い合わせください。
*日本年金機構 平年金事務所
(平社会保険事務所)
☎0246-23-5616

「日本年金機構」が 1月1日スタートしました!

社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートしました

社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりましたが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。



お知らせ



福祉環境グループ

障害者控除対象者認定書交付のお知らせ

身体障害者手帳等の交付を受けていない方でも、満65歳以上の方で介護保険要介護認定者の場合は、障害者に準ずる者として、広野町長から「障害者控除対象者認定書」の交付を受ければ、確定申告の際に障害者控除の対象者となります。

身体障害者手帳等をお持ちの方は、手帳所持者として控除を受けることができますので、申請の必要はありません。
障害者控除対象者認定書について、次のとおり申請を受け付けます。

対象者の要件

(1) および(2)のいずれにも該当する方

(1)平成21年12月31日現在において住民登録等・居住とも広野町の

方

(2)満65歳以上の人で、①または②に該当する方

①要介護1～5の介護保険認定者で、下記の「判断基準」を満たしている方
②6ヶ月以上寝たきり状態で、複雑な介護を要する方

障害者控除対象者認定の「判断基準」

身体障害者または知的障害者に準ずる方の認定は、要介護認定資料の「主治医意見書」の記載情報をもとに、次に示す判定基準によって認定されます。

◆障害者控除

認知症高齢者の日常生活自立度が「II」以上の方。または、障害高齢者日常生活自立度が「A」以上の方。

◆特別障害者控除

認知症高齢者の日常生活自立度が「IV」または「M」の方。または、障害者高齢者の日常生活自立度が「B」以上の方。

◆注意事項

(1)申請者が本人または同居親族以外の場合は対象者に同意を得てください。

(2)認定された場合は、認定書は申請者宛に郵送します。

◆申請方法

広野町役場福祉環境グループ窓口（4番）で、「障害者控除対象者認定申請書」に必要事項を記載・押印して申請してください。

◆申請の受付

平成22年1月5日（火曜日）か

ら随時（閉庁日は除く。）

〒27-2115

27-2115

敬老祝金

（広野町商工会商品券）はお使いになりましたか

期限を過ぎますと使用できません。お早めにご利用ください。

使用できる期限は、

平成22年3月27日まで

となっております。

使用にあたっては、左記の使用上の注意をご覧ください。

◆商品券は、「ひろの商品券取扱いステッカー」や「のぼり旗」のある加盟店で利用できます。

◆商品券は、現金との引き換えや釣り銭をお出することはできません。

◆紛失や盗難にあった場合でも再発行はいたしません。



ひろの商品券取扱店

このステッカーやのぼり旗があるとここで使用できます。

地球にやさしい“ふくしま” 「ストップ・ザ・レジ袋実施店」

参加登録制度を行っています

福島県では「ごみの減量化」「地球温暖化対策」「石油資源の有効利用」「環境に負担をかけないライフスタイルへの契機」の観点から、レジ袋無料配布中止の取組として地球にやさしい“ふくしま”「ストップ・ザ・レジ袋実施店」参加登録制度を行っています。

◆対象となる店舗

- (1) 今後、レジ袋無料配布中止の取組を行う店舗など。
- (2) すでに自主的にレジ袋無料配布中止の取組を行っている店舗など。

◆参加登録の方法

参加登録を希望する店舗などは、申込書（広野町役場福祉環境グループにあります）に必要事項を記載のうえ、広野町役場を経由し、福島県に提出します。

後日、登録ステッカーを実施店に郵送し、福島県のホームページなどで公表します。

※詳しくは広野町役場福祉環境グループに実施要項がありますのでお尋ねください。



～町民の皆さんへ～

お買い物の際にはマイバッグなどの持参による「環境にやさしい買い物」を進めましょう

■お問い合わせ先

福島県生活環境部環境共生課
☎024-521-7248 FAX 024-521-7928
E-mail kyousei@pref.fukushima.jp

広野町役場 福祉環境グループ
☎27-2115 FAX 27-4052
E-mail fukushi@town.hirono.fukushima.jp